

課税標準の特例適用届出書（先端設備等認定設備）提出用チェックシート

令和 年 月 日

（担当者名、連絡先）

所有者（氏名／法人名）

課税標準の特例適用要件の確認について 次の確認事項について○又は×を記入して下さい。							
No.	確認事項					○ ×	
1	→ 特例の届出者が資本又は出資を有する法人の場合、次の2項目に該当しますか？ (1) 賦課期日（本年1月1日現在）において、資本金の額又は出資金の額は1億円以下です。 (2) 賦課期日（本年1月1日現在）において、次の①または②には該当しません。 ①同一の大規模法人※に、発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 ②複数の大規模法人に、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人 ※大規模法人 資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く法人。						
	→ 特例の届出者が資本又は出資を有しない法人や個人事業者の場合 賦課期日（本年1月1日現在）において、常時使用する従業員数は1,000人以下です						
2	→ 課税標準の特例の対象資産の種類等は下表に該当しますか						
		償却資産				家屋	
	資産の種類	機械及び装置	工具(測定工具及び検査工具)	器具及び備品	建物附属設備	構築物	事業用家屋(※)
	取得価額(1台1基あたり)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	120万円以上	120万円以上
生産性向上指標	年平均1%以上（工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書で確認）					-	
取得年月	平成30年6月6日～令和5年3月31日			令和2年4月30日～令和5年3月31日			
※事業用家屋については、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの							
3	→ 「先端設備等導入計画の申請書」記載の先端設備等の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか。 不一致の場合はその理由を下欄に記入してください。						
	(理由)						
なお、確認が必要な場合には、売買契約書等の写しをご提出いただく場合もあります。							

提出書類の確認リスト（提出前にチェックをお願いします。）		
No.	提出書類	チェック
1	償却資産申告書・種類別明細書 及び 固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用届出書	
2	先端設備等導入計画の認定書（写）	
3	先端設備等導入計画の申請書（写）	
4	工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書（写）	
5	（リース会社が特例の届出書を提出する場合） リース契約書（写） 及び 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写）	
6	課税標準の特例適用届出書（先端設備等認定設備）提出用チェックシート（当該書類です。）	

※ このチェックシートは、先端設備等認定設備について地方税法の規定による課税標準の特例を届け出るための書類です。（千葉市）